

9月1日から 道路交通法が一部改正されます

「車社会」の中で暮らすわたしたちにとって、大なり小なり事故はつきものかもしれません。昨年1年間で全国でなんと一万一千人余りの尊い命が車社会の犠牲となっています。そして、このような事故は、免許をとつて間もない人が起こしやすいという傾向にあるのも特長となっています。今や交通戦争は大きな社会問題。

そこで警察庁では、運転技能や知識を高め、少しでも交通事故をなくそうと①初心運転者期間制度②取消処分者講習制度③指定講習機関制度を取り入れ、9月1日から実施することになりました。特に悪質な初心ドライバーには、免許証の取り消しをも含めたものとなっています。

概要は次のとおりです。

初心運転者期間制度

☆初心運転者講習

普通・自動二輪・原付免許のそれぞれについて、免許を取得してから1年間で「初心運転者期間」と定め、この期間に違反を繰り返したり事故を起こし、違反点数が3点以上となると、初心運転者講習を受ける対象となります。この講習は強制されるものではありませんが、講習を受け、かつ、残りの期間を無事故・無違反、軽微な違反（3点未満）で経過したときは、再試験を受ける必要がありません。

☆再試験

初心運転者講習を受けず、人や講習を受けたが残りの期間に3点以上の違反をした人は、再試験を受けなければなりません。

この試験に

- ①合格しない人
- ②再試験を受けない人は、免許が取り消されることとなります。（講習や再試験は、免許の種別ごとに行われます。したがって取り消し処分の場合も、免許の種別ごととなります。）

取消処分者講習制度

過去に免許の取り消しや拒否処分を受けたことのある人が、新たに免許を取得する場合は、「取消処分者講習」を受けなければ受験資格がありません。この講習の有効期間は1年間です。

指定講習機関制度

☆初心運転者講習は、県下の指定（公認）自動車教習所で行われます。

☆取消処分者講習は、当分の間、「運転免許センター」（千葉市）で行われます。

詳しくは、成東警察署交通課（☎0475-22011）へ

